

一般財団法人公立学校共済組合友の会会員規程

令和6年10月30日制定

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人公立学校共済組合友の会定款（以下「定款」という。）第3条第1項に定める会員（以下「会員」という。）の権利及び義務について定める。

(会員への事業の提供)

第2条 一般財団法人公立学校共済組合友の会（以下「当法人」という。）は、会員に対して一般財団法人公立学校共済組合友の会運営規則（以下「運営規則」という。）第3条第1項第2号に規定する事業（以下「福利事業」という。）を提供する。なお、各福利事業の提供対象者及び提供内容等については別に定める。

2 前項に関わらず会員が以下の各号に該当する場合には、当法人は当該会員に対する福利事業の全部または一部の提供を停止する。

- (1) 運営規則第2条第3項に定める会費（以下「会費」という。）の徴収に応じないとき
- (2) この規定に定める会員の義務を履行しないとき
- (3) 福祉事業の実施を妨げるとき

(会費の利用範囲)

第3条 会員は、当法人が徴収した会費を運営規則第3条に掲げるすべての事業及び当法人の事務に用いることに同意するものとする。

2 当法人は、毎年度の会費の使用状況について、当法人の決算と合わせて公表する。

(個人情報の収集及び利用)

第4条 当法人は、福利事業を実施するために必要な範囲で会員に対して個人情報の提供を求める。

2 当法人は、収集した個人情報（以下「会員情報」という。）については、福利事業に限って利用するものとし、会員の承諾を得ることなく他の目的には利用しない。ただし、福利事業の実施に付随して企業等の広告・宣伝を行う場合は、この限りではない。

3 当法人は、会員情報を管理するためにニフティ株式会社（以下「ニフティ」という。）が提供する情報管理システム（以下「システム」という。）を利用し、システムの運用業務については、ニフティへ委託する。また、福利事業を実施するために必要な範囲の情報を契約した企業に提供することがある。なお、これらの他の企業が保有する会員情報についても、この規程における会員情報に含まれる。

4 当法人は、会員情報について、個人情報の保護に関する法律その他の法令等に基づき厳格に管理し、会員が退会した場合には、必要な範囲を除き、速やかに当該会員情報を削除する。

(実施状況の公開)

第5条 会員は、当法人が福利事業の実施状況に関して、Web及び書面等を用いて一般に向けて公開することに同意するものとする。ただし、当該公開情報に会員に関する事項が含まれる場合には、あらかじめその旨を会員に周知することとし、公開の中止を申し出た会員に関する情報については公開を中止する。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第6条 会員が、運営規則第2条第2項の規定により、会員資格を喪失した場合は、当法人に対する会員としての権利を失い義務を逃れる。ただし、運営規則第2条第3項に定める会費及び当法人の福利事業に参加したことに伴い負担すべき費用等に未払いがある場合には納入しなければならない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失した場合であっても、既に納入した会費については返還しない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和6年11月1日から実施する。